



認証ロゴマーク

みやざき働きやすい介護事業所 認証評価制度のご案内

働きやすい職場環境の「見える化」を図り、
新たな人材の参入及び育成、定着を促進する制度です。
人材育成や職場環境等の改善取組に対して、
一定の水準を満たした介護事業所に県が認証を付与します。



認証申請のステップ

- 1 事業所ごとに「自己点検チェックシート」を使い、自己診断をします。
- 2 基準を満たすために、専門家による支援が受けられます。
- 3 自己点検の結果、基準を満たしていれば、事務局へ認証申請の申込みをします。
- 4 専門家による現地調査の実施
必要に応じて、人材の育成及び定着等の助言や指導も受けられます。
- 5 審査会で基準を満たしていることが確認されたら認証事業所となります。

※認証を検討している事業所からの相談についてはお気軽にご連絡ください。
裏面の申込書をご提出いただくか、下記連絡先までお電話下さい。

申請期間

【前期】2026年10月 9日(金)まで

【後期】2026年12月25日(金)まで

なお、応募多数の場合は次年度の審査となる場合があります。

認証取得によるインセンティブ紹介

認証マークの付与、施設やホームページ等で
認証マーク使用

新規人材確保に向けて雇用環境や
人材育成等の取組を PR

事業所情報や事例紹介を県ホームページに掲載

県による事業所 PR の情報発信

「福祉のしごと就職フェア」の
優先的参加

人材確保の機会を有効活用

みやざき犬の優先的派遣



施設等でのイベントを盛り上げ



宮崎県委託事業

みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度事務局



公益財団法人 介護労働安定センター 宮崎支部

〒880-0812 宮崎市高千穂通2丁目1番2号 睦屋第3ビル4階

TEL 0985-31-0261 FAX 0985-31-0335

HP



認証評価制度申請の申込書

この申込書は、「みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度」に申請するための前段階として、事業所の皆さまが制度の申請を希望される旨をお知らせいただくためのものです。

※この申込書を提出しただけでは、認証制度の申請が完了するものではありません。申込書を提出いただいた後、事務局より受付の連絡を差し上げます。その後、制度の詳細や申請方法について個別にご案内いたします。

●FAX または郵送にてお送りください。

FAX

0985-31-0335

みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度事務局

郵送

〒880-0812 宮崎市高千穂通2丁目1番2号 睦屋第3ビル4階
公益財団法人 介護労働安定センター 宮崎支部内

みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度事務局
TEL 0985-31-0261

法人名			事業所名		
住所				担当者名	
電話	()	FAX	()		
メールアドレス					
特記事項					



(切り取り)



みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度の 認証申請について

詳細はこちら

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/choju/kurashi/koresha/20241111183649.html>



対象事業所

- 1 「みやざき働きやすい介護事業所認証評価実施要領」別表1(第2条関係)に掲げるサービスを提供する事業所であること。
- 2 自己点検チェックシートで自己点検をした結果、「自己評価」欄の「ありに該当した総数/(全項目-非該当に該当した総数)」の割合が60%を超えた事業所であること(関係法令の遵守は必須項目)。
- 3 介護保険法上の事業所指定を受けて3年が経過していること(ただし、同法人で同様の指定を受けている事業所がある場合はこの限りでない)。
- 4 自己点検チェックシートの評価項目(2. キャリアパスと人材育成、3. 労働環境、処遇の改善、4. 介護事業所の運営等、5. その他)において、自己評価が1つ以上「あり」であること。

認証申請書等の提出先

■ 郵送の場合

〒880-0812 宮崎市高千穂通2丁目1番2号 睦屋第3ビル4階
公益財団法人 介護労働安定センター 宮崎支部内
みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度事務局
TEL 0985-31-0261

■ メールの場合

kaigomiyazaki@kaigo-center.or.jp

●お気軽にお問い合わせください

みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度事務局

TEL 0985-31-0261